

アフターケア健康管理手帳の交付を受けている皆様へ

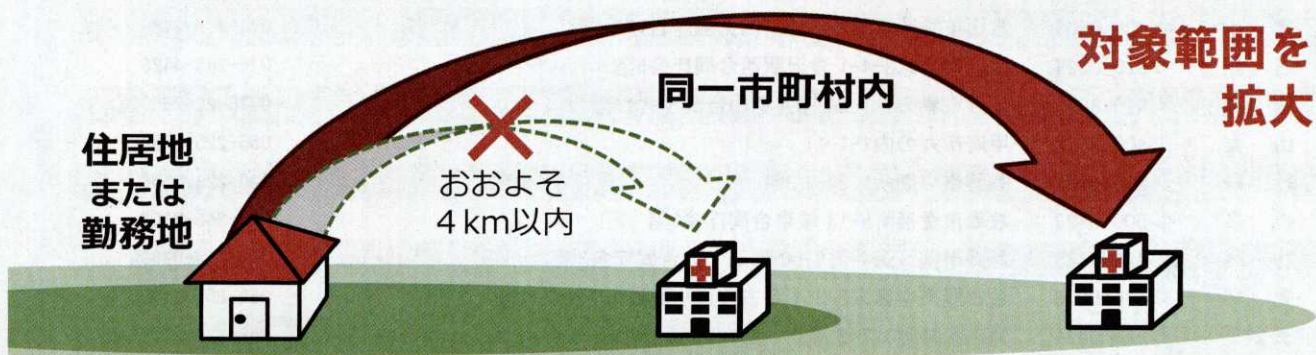
アフターケア通院費の 支給対象範囲を拡大します

【現行】

住居地または勤務地から
おおよそ4kmの範囲内に
ある実施医療機関まで

【見直し後】

同一市町村内の
実施医療機関まで



【見直し後】支給対象となる通院の範囲

- | | |
|---|--|
| 1 | 住居地または勤務地から片道2km以上かつ同一市町村内（特別区を含む）のアフターケア実施医療機関（実施医療機関）への通院 |
| | 上記1には該当しないものの、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する通院 |
| | (1) 片道2km未満の通院であっても、傷病の症状の状態から交通機関を利用しなければ通院することが著しく困難と認められる場合。 |
| 2 | (2) 同一市町村内に傷病の症状の措置に適した実施医療機関がないため、または隣接する市町村の実施医療機関の方が通院しやすいため、隣接する市町村の実施医療機関へ通院する場合。 |
| | (3) 同一市町村及び隣接する市町村内に傷病の症状の措置に適した実施医療機関がないため、それらの市町村以外の最寄りの実施医療機関へ通院する場合。 |

見直しは平成31年2月以降の通院から適用されます

詳しくは、労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署